

窓口に来られる際は、事前にご連絡ください♪



瀬戸内町不妊治療費等支援事業について

不妊治療及び不育治療に要した治療費・交通費等の一部を助成します。

【助成の対象者】

- 1 法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚の夫婦
- 2 瀬戸内町に 3 ヶ月以上住所を有し、医師により妊娠の見込みがない又は極めて少ないと診断され、不妊治療又は不育治療を受けた者
- 3 治療期間の初日における妻の年齢43歳未満である者
- 4 町税その他納付すべき債務を滞納していない者
- 5 瀬戸内町不妊治療費等支援事業助成金交付要綱の第3条に規定する者以外の者

【申請に必要な書類等】 ★がついている書類は、瀬戸内町ホームページでダウンロードできます。
もしくは、保健福祉課窓口で様式をお渡しします

特定不妊治療

下記の書類+共通して必要な書類

- ★不妊治療受診等証明書
 - ★旅費等の内訳書
 - 交通費・宿泊費の領収書等
- ※夫婦で利用した場合、領収を別々に分けるか、内訳
が分かるようにしてください。
- 県の特定不妊治療費助成事業承認決定通知書
 - 県の不妊治療費助成事業受診等証明書
- 令和4年4月以降に治療を開始し、県の助成を
受けていない場合は、必要ありません。

一般不妊治療

下記の書類+共通して必要な書類

- ★不妊治療受診等証明書

不育治療

下記の書類+共通して必要な書類

- ★不育治療受診等証明書

共通して必要な書類

- ★瀬戸内町不妊治療費等支援事業助成金交付申請書
- 医療機関の領収書
- 住所及び法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
 - ・同居の場合…世帯全員の続柄入の住民票
 - ・別居の場合…夫及び妻の住民票と戸籍謄本
- 振込先通帳（申請者名義のもの）
- 印鑑（朱肉を使用するもの）
- 保険証（夫婦分）

【助成内容】

助成項目		助成内容
治療費	特定不妊治療	治療費の2分の1 (年間20万円を上限) (県の助成を受けている場合は県の不妊治療費助成金を控除した後の治療費の2分の1)
	一般不妊治療 (通算5年間)	治療費の2分の1 (年間5万円を上限)
	不育治療 (通算5年間)	治療費の2分の1 (年間5万円を上限)
特定不妊治療にかかった旅費	交通費 (9往復まで)	基準額※の3分の2 ※離島割引・往復割引を適用した額と実際に要した運賃のうち少ない額
	宿泊費 (15泊まで)	実際に要した助成対象となる宿泊費の3分の2 (1泊上限5000円)

※1 特定不妊治療：体外受精、顕微授精、凍結胚移植、採卵したが卵が得られない等のため中止したもの

※2 一般不妊治療：人工授精、タイミング療法、排卵誘発法

【申請時期】

原則として、治療が終了した日の属する年度内に申請をお願いします。

【申請窓口】

瀬戸内町役場 1階 保健福祉課 保健予防係 72-1122 (直通)